

○台東区広告掲載基準

〔平成19年3月22日〕
18台総広第136号

（趣旨）

第1条 この基準は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日付18台総広第136号）第4条の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の適否の基準を定めるものとする。

（広告掲載に関する基本的な考え方）

第2条 区の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く信頼性の持てる情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしいものでなければならない。

2 広告の審査にあたっては、関係法令等の規定や区民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済情勢等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈又は適用を行うものとする。

（一般的基準）

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 区の行政運営を妨げるもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 区の広報媒体としての公共性を損なうおそれのあるもの
- (12) 広報媒体の本来の目的を妨げるもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、台東区長（以下「区長」という。）が不適当と認めるもの

（業種又は事業者に関する基準）

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) 東京都台東区暴力団排除条例（平成23年台東区条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 区民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (6) 興信所・探偵事務所等に係るもの
- (7) 占い又は運勢判断に関するもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定されるもの
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続を行っているもの
- (11) 債権取立て、回収及び示談引受けを業とするもの。ただし、公的な機関並びに弁護士及び認定司法書士が行うものを除く
- (12) 投機的商品を取り扱うもの
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 営業の実態等を確認できないもの
- (16) 広告主が情報提供することを主たる目的として作成するホームページ等の広報媒体において、台東区広告事業実施要綱及びこの基準に反する内容を取り扱っているもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるもの

（広告内容、表現等に関する基準）

第5条 次に掲げる内容、表現等の広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で使用、販売等が禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 区その他公共機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような印象を与えるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 誇大又は誤認を招くような表現又は根拠のない表示が含まれるもの
- (8) 著しく射幸心や購買心をあおる表現が含まれるもの
- (9) 著しく営利性を帯びているもの
- (10) 虚偽の内容を表示するもの
- (11) 責任の所在が明確でないもの
- (12) 広告の内容が明確でないもの
- (13) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

- (14) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現が含まれるもの
- (15) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現が含まれるもの
- (16) わいせつ性を連想又は想起させるもの
- (17) 人体、精神又は教育に有害なもの
- (18) 過度に鮮やかな色彩や模様を使用するもの
- (19) 著作権や商標権等の知的財産権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (20) プライバシーを侵害するおそれのあるものや個人情報に関する取扱いが不適切であると認められるもの
- (21) 関係法令等による広告規制に違反するもの
- (22) 各業界における表示に関する自主基準の定める表示事項を適切に表示していないもの
- (23) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める内容、表現等が含まれるもの

(広告媒体ごとの基準)

第6条 区長は、この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この基準は、平成29年5月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この基準は、令和6年10月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。